

次世代森林育成事業実施要領

(趣 旨)

森林は地球温暖化の防止、生物多様性の保全など環境保全機能のほか、水源のかん養、災害の防止など多様な公益的機能を有している。しかし、近年、手入れが進まない森林の増加により、公益的機能の低下が危惧されている。

こうした中、愛知県においては、山から街まで緑豊かな愛知の

実現を目指して「あいち森と緑づくり税条例」(平成 20 年愛知県条例第 2 号。以下「税条例」という。)及び「あいち森と緑づくり基金条例」 (平成 20 年愛知県条例第 5 号。以下「基金条例」という。)を制定したところである。

この基金条例第 1 条に規定する施策のうち、森林の持つ公益的機能を持続的に発揮させるために、高齢級の人工林の若返りのために行う「次世代森林育成事業」の実施に必要な事項をこの要領に定めるものとする。

(事 業)

第 1 次世代森林育成事業(以下「育成事業」という。)は、あいち森と緑づくり事業補助金交付要綱(以下「要綱」という。)第 2 の第 1 項の(2)に定める事業とし、その内容を別記 1 のとおりとする。

(事業主体)

第 2 育成事業の実施主体は、要綱第 2 の第 2 項に定める森林所有者、林業経営体等(以下「森林所有者等」)とする。

(事業対象)

第 3 育成事業の対象とする森林は、別記 2 のとおりとする。

(事業計画)

第 4 育成事業を実施しようとする森林所有者等は、事業計画書(様式 1 及び様式 2)を知事に提出するものとする。

2 事業計画書の提出は、事業実施計画地を所管する農林水産事務所(名古屋市にあっては農林基盤局長林務部林務課)とする。

3 所長は、提出された事業計画書について、内容を審査の上、農林基盤局長へ副申するものとする。(様式 5)

(計画承認)

第 5 知事は、提出を受けた事業計画書を審査し、結果を通知する。

(補助金交付の手続き)

第 6 計画承認を受けた森林所有者等は、補助金交付の手続きを要綱第 4 により速やかに行うものとする。

2 補助金交付の手続きは、事業実施計画地を所管する農林水産事務所で、名古屋市にあっては農林基盤局林務部林務課で行うものとする。

(要綱に定める定額の額)

第7 要綱別表に定める当該事業に係る定額の額とは、「森林環境保全整備事業における標準単価の設定等について（平成23年3月31日付け22林整整第857号）」に基づき知事が定める標準単価とする。

(協定締結)

第8 植栽の補助に対して計画承認がされた場合には、知事は、育成事業の対象となる森林について協定書（様式5）により森林所有者と協定を締結するものとする。

2 協定期間は、植栽年度から起算して20年間とする。

(事業実施)

第9 森林所有者等は、補助金の交付決定を受けた後、適正に育成事業を行うものとする。

(早期着手)

第10 森林所有者等は、次の要件に該当する場合は交付決定前に着手することができる。

（1）社会情勢等よりみて、特に緊急に事業を実施する必要のあるもの。

（2）時期的・季節的に早期着手を必要とするもの。

2 森林所有者等は、交付決定前に育成事業の着手を行う場合は、早期着手協議書（様式6）を事業実施計画地を所管する農林水産事務所長（名古屋市にあっては農林基盤局長）（以下、「所長等」という。）に提出するものとする。

3 所長等は、提出された早期着手協議書について、やむを得ないと認めたときは早期着手承認通知書（様式7）に必要な条件を付して森林所有者等に通知するものとする。

4 森林所有者等は、早期着手により育成事業に着手した場合は、速やかに早期着手届（様式8）を所長等に提出するものとする。

(実績報告)

第11 育成事業が完了した森林所有者等は、要綱第9に定める事業実績報告書に事業実績書（様式2）を添えて知事に提出するものとする。

(施業履歴の整備)

第12 下刈り・除伐等の保育実施時の確認のために、所長等は、補助金を交付した箇所について、台帳を作成及び保管し、事業計画の完了年度の翌年度の4月30日までにその写しを局長に提出するとともに、愛知県森林クラウドシステムに施業実績を登録するものとする。

2 台帳の様式については別に定める。

(補則)

第13 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

(附則)

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

(附則)

改正後の要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

改正後の要領は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する

(附則)

改正後の要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

改正後の要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

改正後の要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別記 1

内容	備考
1 高齢化した人工林の若返りを図り、森林の持つ公益的機能を高度に発揮させるために行う次の項目 ①伐採・集材 (相対幹距比 15%未満または病虫獣害等被害により間伐では森林の健全化が困難な 61 年生以上のスギ・ヒノキの人工林の主伐における伐採・集材) ②植栽 (標準伐期齢を超えたスギ・ヒノキの人工林の伐採跡地における花粉症対策苗木の植栽。原則、コンテナ苗とし、植栽密度 1,500 本/ha とする) ③獣害対策 (獣害対策としての防護柵等の設置。規格は愛知県造林事業標準単価表に記載されているものと同等以上とする) ④見回り (植栽年度から起算して 1～6 年目に行う見回り。年度当たり 5 回以上実施) ⑤下刈り (植栽年度の翌年度から起算して 1～5 年目に行う坪刈り。各年度 1 回まで) ⑥除伐 (植栽年度の翌年度から起算して 6～10 年目に行う除伐。1 回まで) ※①の施行地は、翌年度までに②を完了させることを条件とする。 ※③、④、⑤及び⑥は②の施行地を対象とする。 2 その他知事が必要と認める措置	

別記 2

対象とする森林	備考
1 原則として次の条件を全て満たす森林 ① 森林法第 5 条に該当する森林、及び編入見込みの森林 ② 面積が 0.1ha 以上のまとまった森林 ③ 次の森林を除く森林 ア 公有林 イ 保安林及び指定計画がある森林 2 その他知事が必要と認める森林	

別表

次世代森林育成事業画像撮影基準

1. 次世代森林育成事業における実績書に添付する写真は、事業実施前及び事業完了後の状況写真とする。その他、下表に基づく写真を撮影・保管し、必要に応じて、完了検査時に提示するものとする。
2. 写真については、GNSS の位置データが記録されたものとする。
3. 作業実施前後の写真については、作業状況が確認できるように、撮影箇所・撮影範囲・撮影方向等は概ね同じとすること。

作業種	撮影する作業内容 (※注1～2)	撮影頻度 (※注3)	適用等
伐採・集材	作業実施前（近景）	1 施行地につき検査箇所数と同等枚数以上	
	集材状況		
	造材状況		
	作業実施後（近景）		
	搬出状況	1 集積箇所又は1 路網につき1 枚以上	はい積み、トラック積み状況等
植栽	地拵え状況 （実施前・中・後）	1 施行地につき検査箇所数と同等枚数以上	実施した場合のみ 人力地拵えの場合はその状況を含む
	植栽作業実施前・後 （近景）		補植の場合は、補植前の枯損率を確認できる写真を撮影すること
	苗木人肩運搬状況		実施した場合のみ
獣害対策	作業実施前・後（近景）	1 施行地につき1 枚以上	
見回り	施行地状況（全景）	1 施行地につき1 枚以上	
下刈り	作業実施前・後 （近景及び遠景）	1 施行地につき検査箇所数と同等枚数以上	
除伐	下刈りに準じる		

※注1）原則として黒板等により作業種・施行地名、作業内容等が分かるよう撮影すること。

※注2）採択用件等に応じて、測量ポール等により規格等が分かるよう撮影すること。

※注3）検査箇所数とは、造林事業等検査要領第 17 条記載の本数調査法等によるものを指す。

様式 1

(番 号)
年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

申請者 住 所
氏 名

次世代森林育成事業計画書について

次世代森林育成事業実施要領第 4 に定める事業計画書を別添のとおり提出します。

様式 2

次世代森林育成事業計画（実績）書

1 事業目的

2 事業実施森林

市（町村） 大字 字 番地（他 筆） （面積 ha）

3 事業実施期間

年 月 日～ 年 月 日

4 事業内容（詳細は別紙事業内訳書のとおり）

区分	面積 (ha) 〔見回りは 箇所数〕	搬出材積(m ³)、植栽本数、 延長(m)又は設置本数	補助対象 事業費(円)	補助金額 (円)
伐採・集材				
植 栽				
獣害対策				
見 回 り				
下 刈 り				
除 伐				
そ の 他				
計				

5 添付書類

- （1）総括位置図（事業地の位置を示した 5 万分の 1 地形図又はこれに準ずるもの）
- （2）事業地位置図（1 / 5, 000）
- （3）実測図、測量野帳（実績報告のみ）
- （4）社会保険等の加入実態状況調査表（様式 3）（実績報告のみ）
- （5）補助対象として該当が確認できる資料（伐採・集材時のみ）
- （5）主伐に係る「伐採及び伐採後の造林の届出」に係る適合通知書等（写し）
（伐採・集材、植栽時のみ）
- （6）苗木、使用機材等の品質証明書等、実績報告時は購入伝票等の写し
- （7）測量野帳、作業記録、事業実施前後の写真（実績報告のみ）
- （8）伐採・集材、植栽時の実績報告書（様式 2・別紙）（見回り、下刈、除伐時のみ）
- （9）事業実施前後の写真（実績報告のみ）

（注）写真については、別表の撮影基準によるもの

別紙

年度 次世代森林育成事業内訳書

事業地

単位：林齢(年)，面積(ha)，植栽本数(本)，植栽密度(本/ha)

番号	事業実施森林	森林所有者	主伐を行った森林の内容			植栽を行った森林の内容				
			伐採年度	樹種	林齢	植栽年度	面積	樹種	植栽本数	植栽密度

- ※「主伐を行った森林の内容」は、区分2～6を実施する際に記載する
- ※「植栽を行った森林の内容」は、区分4～6を実施する際に記載する
- ※ 事業地の番号は区分1～6の番号と同一にすること
- ※ 面積は小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位まで記入すること（区分1～6も同様）

区分1 伐採・集材

単位：面積(ha)，林齢(年)，植栽本数(本)，搬出材積(m³)，金額(円)

番号	実施主体	実施時期	面積	樹種	林齢	搬出材積	補助対象事業費	補助金額	備考

- ※ 伐採したスギ面積を備考欄に記載すること

区分2 植栽

単位：面積(ha)，林齢(年)，植栽本数(本)，搬出材積(m³)，金額(円)

番号	実施主体	実施時期	面積	樹種	植栽本数	植栽密度	補助対象事業費	補助金額	備考

- ※ 樹種は花粉症対策苗木であることがわかるように「少花粉スギ」等と記載し、苗木の種類（コンテナ苗・普通苗等）を明記すること
- ※ 必要な場合は、「地拵え（人力・機械使用）」「人肩運搬」等を備考欄に明記すること

区分 3 獣害対策

単位：面積(ha)，延長(m)，設置本数(本)，金額(円)

番号	実施主体	実施時期	種類及び規格	面積	延長又は 設置本数	補助対象事業費	補助金額	備考

区分 4 見回り

単位：面積(ha)，林齢(年)，金額(円)

番号	実施主体	実施回数	植栽年度	面積	林齢	獣害対策 種類	補助対象事業費	補助金額	備考

区分 5 下刈り

単位：面積(ha)，林齢(年)，現況密度(本/ha)，金額(円)

番号	実施主体	実施時期	植栽年度	面積	林齢	現況密度	補助対象事業費	補助金額	備考

区分 6 除伐

単位：面積(ha)，林齢(年)，現況密度(本/ha)，金額(円)

番号	実施主体	実施時期	植栽年度	面積	林齢	現況密度	補助対象事業費	補助金額	備考

※ 計画のない区分は削除してよい（区分番号はそのままとすること）

様式 3

社会保険等の加入実態状況調査表

事業実施期間：○年○月○日～○年○月○日

整理番号	
------	--

作業者名	労災保険		雇用保険		健康保険		厚生年金保険		退職金共済				計	自力・請負 ・受託別	備考
									中退共		中退共以外				
	加入		加入		加入		加入		加入						
		0点		0点		0点		0点		0点		0点	0点		
		0点		0点		0点		0点		0点		0点	0点		
		0点		0点		0点		0点		0点		0点	0点		
		0点		0点		0点		0点		0点		0点	0点		
		0点		0点		0点		0点		0点		0点	0点		
		0点		0点		0点		0点		0点		0点	0点		
		0点		0点		0点		0点		0点		0点	0点		
		0点		0点		0点		0点		0点		0点	0点		
		0点		0点		0点		0点		0点		0点	0点		
		0点		0点		0点		0点		0点		0点	0点		
		0点		0点		0点		0点		0点		0点	0点		
		0点		0点		0点		0点		0点		0点	0点		
合計													0点	加算率	
平均															

- (注) 1. 本表は、事業地ごとに、事業に従事する各現場労働者について社会保険等の加入状況を取りまとめる。
2. 証明書等の証拠書類は、補助申請者が保管し、竣工検査で検査員から求められた場合は提示する。（補助金交付申請書及び実績報告書への添付は不要）
3. 社会保険等の加入状況に応じた点数及び現場労働者の平均点数に応じた加算率は、「森林環境保全整備事業における標準単価の設定等について（平成23年3月31日付け22林整整第857号）」に基づき知事が定める標準単価表によるものとする。
4. 平均点数は、小数第2位を切り捨て、1位止とする。

様式 4

(番 号)
年 月 日

農 林 基 盤 局 長 殿

○ ○ 農林水産事務所長

次世代森林育成事業計画書について（副申）

このことについて、 年 月 日付け（ 第 号）で〇〇〇から別添のとおり提出がありました。

内容について審査したところ、適正と認められます。

協定書

（目的）

第1条 森林所有者〇〇〇〇（以下「甲」という。）と愛知県（以下「乙」という。）は、第3条に掲げる森林を整備し、水源のかん養、県土の保全など当該森林が発揮すべき公益的機能を協力して保全することを目的に、次世代森林育成事業（以下「育成事業」という。）を実施するにあたり、この協定を締結する。

（期間）

第2条 この協定の期間は、 年 月 日から 年3月31日までとする。（以下「協定期間」という。）

（対象とする森林）

第3条 この協定の対象とする森林（以下「対象森林」という。）の所在地、面積等は、次の表のとおりとする。

所在地	樹種	植栽年度	面積（ha）	備考

※位置及び区域は別添位置図、区域図のとおり

（甲の責任）

第4条 甲は、対象森林について、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- （1）整備後は、水源のかん養、県土の保全など公益的機能の保全ため適切な管理に努めること
- （2）協定期間中は皆伐したり、開発等による転用をしないこと
- （3）育成事業に関する標示板の設置を申し出たときは、その設置を認めること
- （4）境界及び所有権等の権利に関し、第三者から異議の申立てがあった場合は、その処理解決にあたること

2 前項各号が遵守できなくなった場合は、乙に事前に報告するものとする。

（乙の責務）

第5条 乙は対象森林が前条に基づき適切に管理されるよう必要に応じ、助言、指導、勧告その他必要な措置を講ずるものとする。

（災害等による損害）

第6条 事業の実施後、火災、天災その他甲の責めに帰し得ない事由により対象森林に生じた損害については、甲乙ともにその責任を負わない。

（協定に係る権利及び義務の承継等）

第7条 甲は、協定期間において、対象森林に地上権、質権、使用貸借による権利、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定（以下「権利の設定」という。）をする場合又は対象森林について売買、贈与、交換、出資等による所有権の移転（以下「所有権の移転」という。）をする場合は、乙へその旨を書面で届け出るものとする。この場合において、甲は、権利の設定又は所有権の移転の相手方に、この協定に定める権利及び義務を承継させるものとする。

2 甲は、協定期間中に氏名若しくは住所に変更があった場合又は次条に定める事項が生じた場合は、速やかにこれを乙に書面で通知するものとする。

（特別な事情による協定の失効）

第8条 次の各号において、この協定は対象森林の全部又は一部についてその効力を失う。

(1) 対象森林の全部又は一部が公用、公共用又は公益事業の用に供されるために転用されるとき

(2) 火災、天災その他当事者の責に帰し得ない事由により対象森林の全部又は一部が滅失したとき

(費用額の弁償)

第9条 乙は、甲が第4条第1項2号の規定が遵守できなくなったときは、乙が交付した育成事業に係る補助金額の全部又は一部を甲に請求できるものとし、甲はその請求に基づき乙に支払うものとする。

(疑義の決定)

第10条 この協定に関し疑義の生じた事項又はこの協定の定めのない事項については、甲乙双方で協議の上、定めるものとする。

上記の協定を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 住所
氏名

乙 住所
愛知県
愛知県知事 ○ ○ ○ ○

様式 6

年度次世代森林育成事業早期着手協議書

(番 号)
年 月 日

○ ○ 農林水産事務所長 殿

申請者 住 所
氏 名

年 月 日付け 第 号で計画承認通知のあった下記
事業の実施について、次世代森林育成事業実施要領第 10 の規定により協議し
ます。

記

事 業 種 目	
事 業 実 施 森 林	
補助対象事業費（円）	
事業着手予定年月日	年 月 日
事業完了予定年月日	年 月 日
早 期 着 手 の 理 由	

（注）名古屋市にあっては、農林基盤局長に協議するものとする。

様式 7

(番 号)
年 月 日

○ ○ ○ 様

○ ○

年度次世代森林育成事業早期着手の承認について（通知）

年 月 日付け（番 号）の協議については、下記の条件を付けて承認します。

記

（条件）

- 1 補助金交付決定通知を受けるまでの期間内に天災地変等の事由により実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失については、責務を負わない。
- 2 補助金交付決定を受けた補助金額が、交付申請又は交付申請予定額に達しない場合においても異議がないこと。また、補助事業として補助金が交付されなかった場合についても、異議がないこと。
- 3 事業着手から補助交付決定通知を受ける期間においては原則として計画変更は行わないこととし、やむを得ず計画変更をする場合には事前に申し出て指示を受けるものとする。

様式 8

年度次世代森林育成事業早期着手届

(番 号)
年 月 日

○ ○ 農林水産事務所長 殿

申請者 住 所
氏 名

年 月 日付け 第 号の早期着手の承認について、下記
のとおり着手しました。

記

- 1 事業種目
- 2 事業実施森林
- 3 事業着手年月日
- 4 事業完了予定年